

(別紙5)

補助事業番号 28-2-025
補助事業名 平成28年度 障害を持つ人が幸せに暮らせる社会を作る活動 補助事業
補助事業者名 特定非営利活動法人 全国精神障害者就労支援事業所連合会

1 補助事業の概要

(1) 事業の目的

平成30年に精神障害者の雇用義務化を控え、急増する精神障害者の雇用環境は大きな変革の時を迎えている。しかし一方で、雇用側の経済界にはこれ以上の対応要求への反発があるのも事実である。本団体の主要会員は精神障害者の社会適応訓練を実施してきた企業だが、これまでの経験から、精神障害者の雇用は職場の雰囲気改善する効果があることやコミュニケーションが活性化すること等が認められている。そこで、これから精神障害者雇用に取り組もうとする企業に向けて、彼らの能力を活かす組織運営を構築するための仕組みを提供し、精神障害者の雇用を推進する環境の改善につなげる事を目指す。

(2) 実施内容

http://vfoster.org/profile/report_hojo_h28.html

1. インターネットによるメンタルヘルス支援ソフトの配布・運用

- ① 対象：働く精神障害者と雇用企業の現場・人事担当者、相談担当の専門家（臨床心理士等）
- ② 内容：雇用した精神障害者のメンタルヘルス管理（生活・作業・環境面のチェック項目をデータ化して、面談に活用）と、同じデータを共有する専門家のアドバイス（オンライン相談、必要に応じた直接の面談）を行う。
- ③ 配布・運用件数：23事業者 当事者55名、企業管理者25名
- ④ 期間：最長12か月間



メンタルヘルス支援ソフト 画面サンプル（左：日報入力画面 右：統計グラフ画面）

(別紙5)

精神障害者のメンタルヘルス支援ソフトを利用した企業間の体験交流・ノウハウ研修会

- ⑤ 対象：支援ソフト活用企業、精神障害者の雇用を検討する事業者、働く精神障害者、支援機関専門家、医療従事者等
- ⑥ 内容：厚生労働省担当官による障害者雇用の最新政策報告、ソフト開発企業によるシステム開発、事務局による事業の概要説明と今後の展望、ソフト利用者アンケートの集計結果報告、当事者、支援ソフト活用企業、支援員による事例報告、雇用企業・当事者・専門家によるパネルディスカッション、外部支援者養成の為の事例検討会など
- ⑦ 開催地および開催日：
東京都渋谷区 平成28年11月12日、大阪府大阪市 平成28年11月29日、
福岡県北九州市 平成28年11月26日、東京都千代田区 平成29年1月28日、
静岡県浜松市 平成29年2月11日



相談員養成講座（平成28年11月12日 東京）



事業報告会（平成29年1月28日 東京）

2. 啓発冊子の印刷・配布

- 「精神障害者の就労定着支援をめぐって」 ～メンタル不調のセルフケア/ラインケアをサポートするWebシステム「SPIS」による雇用管理の取り組み～
 - ① 対象：支援ソフト活用企業、精神障害者の雇用を検討する事業者、働く精神障害者、支援機関専門家、医療従事者等
 - ② 内容：支援ソフト活用企業の実例収集、上記研修会記録を編集
 - ③ 様式：A4版 表紙カラー、本文モノクロ 113ページ 発行部数：5,000部
- SPIS相談員養成講座テキスト 概論編
 - ① 対象：支援ソフト活用企業、精神障害者の雇用を検討する事業者、働く精神障害者、支援機関専門家、医療従事者等
 - ② 内容：支援ソフトのシステム解説と活用法（開発コンセプト、事例紹介と解説、支援における視点、システム利用の効果に関する統計解析、操作マニュアル）
 - ③ 様式：A4版 オールカラー 34ページ 発行部数：1,000部



啓発冊子

「精神障害者の就労定着支援をめぐって」
～メンタル不調のセルフケア/ラインケア
をサポートするWebシステム「SPIS」による雇
用管理の取り組み～



啓発冊子（教育用）

SPIS相談員養成講座テキスト 概論編

2 予想される事業実施効果

精神障害者の雇用では職場定着が大きな課題である。障害者職業総合センターの調査研究によれば、ハローワークの障害者窓口経由で一般企業に紹介就職した54.7%が1年未満に離職し、3年以上定着した事例は18.7%に過ぎなかった。この様に低い就労定着率が、精神障害者の雇用に対する産業界の抵抗の一因になっている事は否定できない。平成30年の雇用義務化から平成35年までの激変緩和措置（雇用率非算定期間）の終了まで念頭に入れるならば、精神障害者の経済活動への参加を実現するためには、精神障害者の就労継続支援への枠組みを構築する事が喫緊の課題であると言える。

しかし、就労支援に関わる社会資源が限られる中で有効かつ十分な広がりを持つ支援体制を作る事は大変に困難であり、支援機関による支援のみならず、雇用企業自身も当事者の雇用管理スキルを向上させる必要があるだろう。本事業が果たすべき役割はまさしくここにあり、Webシステムを介在して当事者と雇用企業と専門家の三者連携が随時行える環境の整備および普及を目指すものである。

3 補助事業に係る成果物

(1) 補助事業により作成したもの

- 啓発冊子：「『精神障害者の就労定着をめぐって』～メンタル不調のセルフケア/ラインケアをサポートするWebシステム「SPIS」による雇用管理の取り組み～」

(<http://vfoster.org/files/publication/177.pdf>)

(別紙5)

- 啓発および支援員教育用資料：「SPIS相談員養成講座テキスト 概論編」
- (2) (1) 以外で当事業において作成したもの
- Vfosterニュース（当国会報）
- 33号：事業報告会（東京シンポジウム）の案内
地域セミナー（SPIS相談員養成講座 東京 / 大阪）の案内
地域セミナー（福岡セミナー）の案内
- 34号：地域セミナー（SPIS相談員養成講座 東京 / 大阪）の開催報告
地域セミナー（福岡セミナー）の開催報告
事業報告会（東京シンポジウム）の案内
地域セミナーの案内（浜松セミナー）
- 35号：補助事業の完了報告

4 事業内容についての問い合わせ先

団 体 名： 特定非営利活動法人 全国精神障害者就労支援事業所連合会
（ゼンコクセイシンショウガイシャシュウロウシエンジギョウショレンゴウカイ）

住 所： 〒532-0011

大阪市淀川区西中島5-3-4 新大阪高光ビル801

JSN地域・企業連携事業部 気付

代 表 者： 理事長 中川 均（ナカガワ ヒトシ）

担 当 部 署： 事務局（ジムキョク）

担 当 者 名： 三原 卓司（ミハラ タクジ）

電 話 番 号： 06-6307-1616

F A X： 06-6307-1313

E - m a i l： info@vfoster.org

U R L： <http://vfoster.org>